

「3（2）届出の対象から除外する事由の追加」についての補足説明

①県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会合での飲食

○県が主催する会合での飲食

- ・関係機関の担当者を対象とした研修会・講習会等の後に開催する懇親会、民間事業者も参加するシンポジウム・セミナー等の後に開催する懇親会等をいう。
- ・業務の一環として開催する上記の会議・会合とは無関係に開催される会合（単に関係者の親睦を目的に開催されるもの）は含まない。

○県に事務局を置く法人その他の団体

- ・庁舎内に物理的に事務局を置く外部団体ではなく、県が事務局としての事務を担当している団体をいう。
- ・これにより届出の対象外となるのは、概ね次のとおりである。

ア 県内市町村の担当部課長等で構成される団体（例：千葉県滞納整理推進機構）

イ 国や民間事業者も含めた関係団体で構成される団体（例：成田空港に関する四者協議会、バス対策地域協議会）

ウ 実行委員会方式の任意団体（例：ちばアクアラインマラソン実行委員会）

- ・なお、「関東甲信越地区〇〇主管課長会議」のように、各自治体が持ち回りで事務局を担当するような団体も含む。

②事業者等で構成される法人その他の団体（営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体は除く。）の総会等の会議又は講演会等の会合（職員が職務として出席する当該会議又は会合に限る。）に付随して当該団体により開催される会合での飲食

○事業者等で構成される法人その他の団体（営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体は除く。）

- ・いわゆる「業界団体」「職能団体」を念頭に置いたものだが、「事業者等で構成される団体」のみでは、合弁会社、ジョイントベンチャー、投資事業組合等の営利団体が含まれてしまうことになる。しかしながら、これらの団体は営利法人（≒民間企業）と同様に取り扱われることが適当と考えられる。
- ・「営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体」は、地方公務員法第38条（営利企業への従事制限）でも用いられている表現であり、会社法に基づいて設立される株式会社、合名会社等が含まれるが、農業協同組合、水産業協同組合、森林

組合等の協同組合のように営利を目的としないものは含まれない。

(条文の解釈については、逐条解説等で詳細に示すことを予定している)

- ・これにより届出の対象外となるのは、概ね次の団体の総会等に付随して開催される会合での飲食である。

- | |
|--|
| ア 営利法人で構成されるいわゆる業界団体 (例：千葉県建設業協会、千葉港振興協会) |
| イ 営利法人以外の法人で構成される団体 (例：千葉県私立中学高等学校協会、千葉県民間病院協会、千葉県高齢者福祉施設協会、千葉県スポーツ協会) |
| ウ 職能団体 (例：千葉県医師会、日本公認会計士協会千葉支部) |
| エ 協同組合 (例：農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等) |

- ・なお、エにより、中小企業等協同組合法に基づく協同組合の総会等に付随して開催される会合での飲食は全て届出の対象外になってしまうが、職員が当該団体の社員総会等に職務として出席している時点で、当該地域内の多数の事業者が構成している団体であると考えられるため、特段の支障はないと考えられる。

○総会等の会議又は講演会等の会合

- ・社員総会、評議会、理事会などの各団体の意思決定機関による会議又は各団体が主体となって講演会、講習会などの学習や普及啓発のための会合が開催される前後の会合における飲食を対象としている。
- ・総会等や講演会等そのものの場において利害関係者と共に飲食する場合は、「勤務時間内における飲食」として届出の除外となることを想定している。

④勤務時間内における飲食

○勤務時間

- ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する「正規の勤務時間」以外の時間における勤務の時間も含めて「勤務時間」としている。なお、同条例第6条に定める休憩時間及び第7条に定める休息時間における飲食を含む。

⑤市町村職員等と共にする飲食

○市町村職員等

- ・除外を認める趣旨から、市町村職員だけでなく、国家公務員や他の都道府県の職員なども含める。また、一般職だけではなく首長をはじめとする特別職も対象とする。なお、議員については、議員活動を行う限りにおいては利害関係者とみなされないため、ともに飲食をしても飲食の届出の提出は不要となる。